

別記様式(第5条関係)

会 議 録

会 議 の 名 称	令和6年福津市教育委員会第2回定例会
開 催 日 時	令和6年2月15日(木) 午前 9時30分から 午前11時02分まで
開 催 場 所	福津市役所 本館2階大会議室
委 員 名	(1) 出席委員 青木委員、農崎委員、田中委員、 村井委員
所 管 課 職 員 職 氏 名	城野教育部長、石津教育部理事兼学校教育課長、河野教育部理事兼主幹指導主事、占部文化財課長、谷口郷育推進課長、古賀主幹兼指導主事、木村指導主事兼教育指導係長、鵜根総務企画係長、川上主事

会 議	議 題 (内 容)	・ 日程第 1 開会の宣言 ・ 日程第 2 会議録署名委員の指名について ・ 日程第 3 報告第 1 号 令和 6 年福津市議会 3 月定例会への上程議案のうち教育予算に係る意見の申出について臨時代理した件の承認について ・ 日程第 4 議案第 1 号 令和 6 年度福津市学校教育ドリームプランの制定について ・ 日程第 5 議案第 2 号 福津市宮司運動ホール条例施行規則の制定について ・ 日程第 6 議案第 3 号 福津市立小中学校管理規則の一部を改正することについて ・ 日程第 7 議案第 4 号 福津市立幼稚園条例施行規則の一部を改正することについて ・ 日程第 8 議案第 5 号 福津市通級指導教室設置規則の一部を改正することについて ・ 日程第 9 議案第 6 号 国指定史跡「津屋崎古墳群」整備指導委員会委員の委嘱について ・ 日程第 10 議案第 7 号 小中学校における学校給食の牛乳の選択制の実施に関する請願について ・ 日程第 11 諸報告 ・ 不登校児童生徒の「指導要録上の出席扱い」に係るガイドラインについて ・ 今後のスケジュールについて ・ 日程第 12 閉会の宣言
	公開・非公開の別	☐ 公開 ☐ 非公開 ☒ 一部公開
	非公開の理由	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 7 項の規定に該当するため。
	傍聴者の数	1 名
	資料の名称	
会議録の作成方針		☐ 録音テープを使用した全文記録 ☒ 録音テープを使用した要点記録 ☐ 要点記録
会議録署名委員		青木委員

	田中委員
その他の必要事項	
審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）	
鵜根係長：教育長不在の間の会議の進行は、教育長職務代理者である青木委員にお願いしております。青木委員よろしく願いいたします。 青木委員：本日の会議には、1名の方から傍聴の申出がっております。 福津市教育委員会会議規則第13条では、会議は公開すると規定しております。よって、福津市教育委員会会議傍聴人規則第2条に基づき、本日の会議の傍聴については許可します。 事務局、入室をお願いいたします。 （傍聴人入室） それでは、教育委員会を開催させていただきます。 本日の日程第3 報告第1号「令和6年福津市議会3月定例会への上程議案のうち、教育予算に係る意見の申出について臨時代理した件の承認について」は、市議会で審議される前の案件であり、福津市情報公開条例第12条第1号に該当しますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定に基づき、審議を非公開にすることを図る予定です。この場でお伝えいたします。 1 日程第1 開会の宣言 青木委員：日程第1、開会宣言、構成委員4名のうち、ただいまの出席数は4名で、定足数に達し教育委員会は成立いたしますので、令和6年福津市教育委員会第2回定例会を開催いたします。 直ちに会議を開きます。 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。 2 日程第2 会議録署名委員の指名について 青木委員：日程第2、会議録署名委員の指名を行います。福津市教育委員会会議規則第16条の規定に基づき、会議録は私青木と田中委員で確認、署名することといたします。 3 日程第3 報告第1号 令和6年福津市議会3月定例会への上程議案のうち教育予算に係る意見の申出について臨時代理した件の承認について 青木委員：日程第3、報告第1号 令和6年福津市議会3月定例会への上程議案のうち教育予算に係る意見の申出について臨時代理した	

件の承認については、市議会で審議される前の案件であり、福津市情報公開条例第12条第1号に該当しますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定に基づき、審議を非公開にすることを発議いたします。

非公開とすることに賛成の委員は挙手を願います。

(全員賛成)

全員賛成でありますので、この案件の審議については公開しないことに決定いたします。内容は時限非公開となります。

恐れ入りますが、傍聴の方は、退室をお願いいたします。

(傍聴人退室)

(時限非公開部分)

・報告第1号 「令和6年福津市議会3月定例会への上程議案のうち教育予算に係る意見の申出について臨時代理した件の承認について」

青木委員：日程第3、報告第1号 令和6年福津市議会3月定例会への上程議案のうち教育予算に係る意見の申出について臨時代理した件の承認についてを議題といたします。

事務局に説明を求めます。

城野部長：報告第1号 令和6年福津市議会3月定例会への上程議案のうち教育予算に係る意見の申出について臨時代理した件の承認について説明をいたします。

令和6年福津市議会3月定例会に提出が予定されている議案のうち、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、意見の照会を受けた議案は、令和5年度福津市一般会計補正予算第7号についてと、令和6年度福津市一般会計予算についての2件です。

本意見照会に対し、2月6日に教育長職務代理者により、臨時に代理し、異議のない旨、回答いたしましたので、福津市教育委員会事務委任規則第6条第2項の規定に基づき、報告し承認を求めるものです。

それぞれの予算の内容についてですが、別紙1の令和5年度福津市一般会計補正予算第7号については、一部電気代等の高騰に対応するための増額補正が含まれていますが、執行残等の整理補正となっておりますので、説明は割愛させていただきます。

別紙2の令和6年度福津市一般会計予算についてです。

教育費につきましては、10款教育費として、58億378万8,000円を計上しています。予算の内容については、歳出を中心に各課より主なものについて説明をさせていただきますと思います。

予算書の見方ですが、説明欄の黒いひし形で書かれている部

分が大事業の名称となっており、その下の括弧書きの中が担当する係となっております。

まず、教育委員会一般管理費についてです。

ここでは、教育委員の報酬として、196万8,000円。費用弁償として35万4,000円、交際費として5万円など教育委員会を運営していく上で必要な経費について計上をしています。

2目事務局費に職員人件費や附属機関に関する費用などを計上しておりますが、今年度と特に大きな変更があるものとしたしましては、システム使用料、文字起こしクラウドサービス使用料で、今年度までは会議録の作成に関し、会議録調整委託料として計上しておりましたものを、来年度からはAIを活用した文字起こしクラウドサービスを使用し、経費と職員の事務の軽減を図ることを目的として予算計上させていただいております。

続いて小学校校舎施設整備事業費です。

建物等借上料の学校仮設校舎賃借料として、1億847万8,000円を計上しておりますが、これが福間小学校の仮設校舎の賃借料になります。その下段の学校校舎賃借料として、9,679万5,000円を計上しておりますのが、福間南小学校の第二西棟の賃借料となります。建築工事費、小学校改修工事費として計上しております9,460万円の内訳は、福間南小学校の体育館建具改修、福間南小学校のトイレ洋式化、津屋崎小学校のトイレ洋式化の費用が含まれております。設備工事費291万3,000円は、福間南小学校の消火ポンプ取替工事、空調設備工事費402万6,000円は、福間南小学校第二西棟配膳室の空調工事、LED照明設置工事費2,722万5,000円は、福間南小学校のLED照明設置工事、昇降設備工事費274万6,000円は、上西郷小学校の給食用小荷物専用昇降機改修工事費となっております。

新設小学校建設設計委託料1億2,234万5,000円は、新設小学校の実施設計業務などの費用となっております。新設小学校建設造成工事費4億6,000万円の内訳ですけれども、この中には、1期工事分といたしまして2億4,000万円、2期工事分といたしまして2億2,000万円が計上されております。

中学校校舎施設整備事業費です。

建築工事費の中学校改修工事費8,120万2,000円の内訳は、福間中学校体育館屋根防水工事と、津屋崎中学校トイレ洋式化の費用です。福間中学校増築工事11億4,400万円はグラウンドの北東側に新設する増築校舎の費用となっております。設備工事費1,120万9,000円は、津屋崎中学校の消防設備改修工事の費用となっております。

教育総務課からは、以上でございます。

石津理事：次に、学校教育課の所管のものについて説明をいたします。学校教育課からは、大事業ごとに大まかな使途や事業目的について説明をしたいと思います。

コミュニティ・スクール推進事業でございます。

この事業につきましては、各学校における学校運営協議会の運営、それから地域学校協働活動のための事業となります。学校運営協議会については、各学校、年間6回の実施を見込んでいるところです。地域学校協働活動につきましては、統括地域コーディネーターの活動として、1, 868時間分の謝金を計上しているところでございます。

次に教育支援センター事業費について、教育支援センターひだまりの運営に関する費用を、人件費など諸費用を計上しているところでございます。

次に、特別認可制度事業費でございます。

こちらは、勝浦小学校の特別認可制度に係る通学費の補助を利用する事業を計上しております。1人1日当たり100円の補助をすることで予算計上をしておるところでございます。

次に学力向上推進事業についてです。

この事業は、3つの事業で構成をしております。1つが、県費の教員に加えて市で非常勤講師を配置する少人数教育事業などの費用、こちらについては小中合わせて12名を非常勤講師で配置することとしております。その費用を人件費として見込んでおります。

次に、Q-Uアンケート事業です、こちらは、学校のQ-Uアンケートの実施、学級満足度を把握するための学級集団アセスメント事業をするための事業を計上しております。

3つ目が、ALT、英語指導助手の配置することを見込んだ事業として、学力向上推進事業を計上しております。

次に学校情報化事業費についてです。

こちらについては、小中学校における校務システム、学校事務の情報化のための費用で、校務システムの運用などの事業費を計上しております。

次に、学校保健事業についてでございます。

この事業は、教職員の健康診断、それから新入学時の健診などの事業を計上しております。

次に、教育相談事業についてです。

教育相談事業では、スクールカウンセラーを配置する事業、スクールソーシャルワーカーを配置する事業費を計上しています。スクールカウンセラーは県費でもつくのですが、県費の不足を補う形で任用、それからスクールソーシャルワーカーについては、各中学校区に1名、合計の3名を配置することといたしております。

次に、特別支援教育支援事業費についてです。

これは、特別支援教育支援員の配置、それから特別支援教育支援委員会の運営などの費用を計上しております。特別教育支援については、本年度、令和5年度47名の配置をしておりますが、来年度については、57名を配置することで予算を計上しております。

次に、教育指導事業についてです。

こちらは、教育委員会事務局に非常勤の指導主事を配置するための費用で、3名分の非常勤主事を配置することとしております。

次に、学校給食事業費についてです。

これは、学校給食委員会の運営に要する費用、それから小学校、幼稚園の給食の物価高騰に対する補助を行う事業として計上しております。

補助金の事務補助金のところになりますが、小学校、中学校の給食費については、3,913万5,000円を、幼稚園については9万8,000円を物価高騰の補助として見込んで予算を計上いたしております。

次に、小学校費に移ります。

小学校一般管理費についてです。

これは、小学校の市費の事務職員の配置に要する費用、それから一般的な事務に要する費用を計上しております。

小学校施設維持管理費は、小学校の維持管理に要する部分の費用を計上しているところでございます。

次に、小学校給食事業費についてでございます。

こちらについては、小学校の給食運営に関する費用として、県費で栄養教諭がつかない学校の栄養士の任用の費用、それからその他運営に係る費用を計上しているところでございます。

次に、小学校学習環境整備事業についてです。

これは、小学校のうち福間小学校、福間南小学校、津屋崎小学校の令和7年度の児童数の増加、それから学級数の増加を見込んで、必要となる整備のための費用を計上しております。

次に、小学校給食施設整備事業費についてです。

これは、小学校の給食室、調理室の備品の入替え、それから令和7年度の学級増に向けての対応のための費用を計上しております。

次に、小学校保健事業費についてです。

こちらは、小学校における小学生の健康診断等に要する費用を計上しております。

次に、教育振興事業費についてです。

こちらは、小学校の児童の、教育のための費用を総額で1億9,927万2,000円を計上しております。

次に、中学校費に移ります。

まず、中学校一般管理費についてです。

これは、中学校の市費の学校事務の配置に要する費用、それから一般的な事務に要する費用を計上いたしております。

次に、中学校施設維持管理費についてです。

これは、中学校の維持管理に要する費用を計上しております。

次に中学校給食事業費です。

これは、中学校における学校栄養士の配置に要する費用、それから給食調理業務の運営に関する費用を計上しております。

次に、中学校学習環境整備事業についてです。

これは、中学校のうち、福間中学校、津崎中学校の令和7年度の生徒数の増加、学級数の増加のための整備に要する費用を計上しております。

次に、中学校給食施設整備事業についてです。

これは、中学校給食室の調理室の備品の入替えや学級数の増加に対応するための事業費を計上いたしております。

次に、中学校保健事業費についてでございます。

これは、中学生の健康診断等に要する費用を計上しております。

次に、中学校教育振興事業費についてでございます。

これは、中学校の生徒の教育のための費用を総額で6,833万9,000円を計上しております。

次に、幼稚園費についてでございます。

職員人件費は幼稚園の園長以下教員の、教職員の人件費ということになります。

次に、幼稚園一般管理費についてです。

これは、幼稚園を運営する上での負担金について計上しております。

次に、幼稚園運営事業費についてです。

これは、幼稚園の運営に関する費用を計上しております。

次に、幼稚園施設管理事業費についてです。

これは、神興幼稚園の施設の維持管理に要する費用を計上しております。

次に、幼児教育保育無償化事業についてです。

これは、私立幼稚園の無償化のための事業となります。

次に、幼稚園副食費助成事業についてです。

これは、私立幼稚園の副食費を補助するための事業として費用を計上しております。

次に、私立幼稚園運営支援事業についてです。

これは、私立幼稚園の一時預かりの補助、それから私立幼稚園の教育振興費の補助、子ども・子育て支援の新制度にこうした幼稚園に係る子育て支援型給付費を計上しております。

次に、共同調理場費についてです。

まず、学校給食事業費です。これは、学校給食共同調理場の人件費、それから運営に要する費用、調理業務の委託料を計上しております。委託料につきましては、来年度から第二共同調理場の運営が開始されますので、その分の費用を計上しております。

次に、学校給食施設整備事業費です。

これは、第一学校給食共同調理場の機器の入替え、それから第二学校給食共同調理場の運営が始まった後の消耗品の購入、第二共同調理場の配送用トラックの購入費用を計上しているところでございます。

学校教育課からは、以上でございます。

青木委員：谷口郷育推進課長。

谷口課長：郷育推進課から、新年度予算の件について概要を説明させていただきます。

まず、地域リーダー育成プログラム事業負担金を60万円新しく計上しております。これは、県が現在進めている事業で、田川市や筑後市のほうで、現在進んでいるのですが、複数の自治体が協力して、中学生を対象に、その地域の著名な方をお呼びしまして、宿泊で講話をしていただいて、その後は、ワークショップなどを開催して、将来、こういう職業に就きたいなどといったようなことを考えるきっかけづくりや、中学生たちをリーダーとして育成していくという事業で、県が主体でやっている事業に宗像市と福津市、それから古賀市、3市で負担金を出して行うという事業になります。宿泊場所としましては、グローバルアリーナ、それから県立玄海の家を活用して、5日間のプログラムで行う予定にしておりますので、それに対しての負担金となります。

次に、公民館一般管理費として、公民館運営審議会委員報酬に委員の報酬に係る費用を増額計上させていただいております。これは回数の増加に伴うものです。今後、公民館ホール等の活用方法について審議会で諮りたいと考えておりますので回数を増加させていただいております。

次に、図書館管理運営費、図書館改修工事費6,633万円計上しています。こちらは、図書館の外壁工事となります。休館等の予定はありません。また、LED照明設置工事費、館内の照明をLEDに替えるという工事を行うため856万9,000円を計上しております。

次にカレッジ講座運営事業費、郷育カレッジの予算となります。カレッジの講師の謝金等になりますが、本年度は96講座の開催でしたが、来年度は、現段階で100講座、もしくは101講座に増える見込みとなっております。講師の方との交渉はこれから行うこととなっております。

次に、海洋スポーツ体験事業委託料についてでございます。

こちらは、小学校５年生を対象に勝浦浜海洋スポーツセンターで、海洋体験ということでヨット、それから海洋ごみの勉強などをしていく事業となっておりますが、来年度から事業者が変わる関係で、ヨットではなくて、カヌー、それから背浮き体験という、救命胴衣等をつけて海に浮かんでみて、実際に溺れた場合、どういう対応をしたら良いかを学ぶなどの事業に変わります。

郷育推進課からの説明は以上です。

占部課長：文化財課からは、昨年度と大きく変わるところはございませんが、主な事業をかいつまんで３点、御説明させていただきます。

まず１点目は、地方創生事業費の世界遺産保存活用事業でございます。

事業の内容は、世界遺産「『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群」を福岡県、宗像市、宗像大社と共同で、一体的に保存活用を図り、来訪者を増やすための事業を展開いたします。また、地元の市民や、企業・団体等と一緒に花いっぱい事業を行い、来訪者に魅力を発信するものでございます。花いっぱい事業で、現地を耕す耕起委託料や、世界遺産保存活用協議会の負担金等としまして、４９７万８，０００円を計上しております。

２点目は、古墳公園建設事業費の津屋崎古墳群保存整備事業でございます。

事業の内容は、国県補助金を受けながら、国指定史跡である津屋崎古墳群の保存と活用を図るため整備を進めるものでございます。令和４年３月に策定しました第２次新原・奴山古墳群整備計画に基づいて、津屋崎古墳群の中に含まれる世界遺産、新原・奴山古墳群に注力した整備事業を行うものでございます。

新年度の事業内容としましては、民間事業施設跡地及び大型農業施設跡地の盛土、張芝、碎石敷き等の整備工事等を行う予定でございます。予算は６，７２４万９，０００円を計上しています。

それから３点目ですが、古墳公園建設事業費の古墳公園史跡等購入事業でございます。

これは、国県の補助を受けまして、津屋崎古墳群を古墳公園として保存、整備するもので、平成１８年度から史跡地の購入事業を計画的に推進しております。事業内容は、土地鑑定委託料、用地購入費、移転補償費等で、予算は８，３３３万７，０００円を計上しております。

以上で、文化財課の説明を終わります。

青木委員：本案に対する質疑を受けます。

ございませんでしょうか。

私から質問ですが、古墳公園は完成まで30年ぐらいかかるのですよね。

占部課長：はい。30年後を目指しております。

青木委員：ですよね。結構予算がついていますが、それぞれの場所に芝を張るとか、そういうところにお金がこんなにかかるわけですね。

占部課長：そうですね。設計委託料など、まず、施工費等々で結構な金額がかかる。で、説明の中でも申し上げましたとおり、国の補助金が50%。それから、県が15%出るものでございます。

青木委員：一気に進められないのですよね。

占部課長：段階的に少しずつ進めているところでございます。

青木委員：要するに、人を集めるための事業と言われていて、私は、目の前に住んでいますが、毎年何の変化もないというか。花を植えて咲いたときだけ見に来られていますけど、やる気というのが地元におったら感じられないというか、現状です。

占部課長：毎日、ボランティアガイドさんが説明なさっていて、外国からの方とか、県外など、福津市外からの来訪者も結構多くて、新型コロナウイルス感染症の拡大が落ち着いてきたこともあって、毎月少しずつ人数は増えているような状況ではあります。コロナ前に戻りつつあるのかなと思っておりまして、集計を見ると、コロナ前以上に来訪者は増えております。

特に今回工事を予定しておりますのが、国道沿いの民間施設の跡地、J Aのカントリーエレベーターの跡地に土を盛ったり、芝を張ったり、砕石を敷いたりという工事に具体的に入ります。今年度も一部施工はしているところですが、目に見えて工事が進んでいるなというところ感じていただけるかなと思います。

青木委員：「新原・奴山古墳群」と、道路から走っていても、見えるような、大きな看板もあったほうがいいなと思います。私も、来られた方に、あれが世界遺産ですよって説明するのですが、反応も薄いことが多いので、小さな道路標識みたいなのはありますけどもう少し大きな看板などがあるといいなと思います。

もう一点は、以前もお話いたしましたが、ロイロノートについて、1年目は無償ということで、お金がかからないんだったら、例えば教育委員会の中で、来年、導入しようというわけにはいかないのですかね。

石津理事：ロイロノートについては、今年度既に学校の判断として無償で入れているところがありますので来年度は有償になってしまいます。私どもも、予算要求し、お願いをしていたところですが、市の全体的なところから見ると優先順位としては少し低くなってしまっているので、予算的には難しいという判断となりました。

青木委員：今年度無償で使用していて、来年度有償のところについても、

市全部で取り組んだら、またもう一年無償になるとかいうことはないのでですか。

石津理事： 昨年の夏ごろに、私たちも業者といろいろな話をしましたが、令和7年度から全校で導入するという約束をした上で、令和6年度は無償にしてほしいとは言えるかもしれませんが、令和7年度に全校に導入するという約束ができないのに、そういったお願いはなかなか難しいのかなと考えております。

青木委員： ただ、宗像市から来られた先生とかは、使いにくいと思います。そういうことも余計に宗像市からの先生方が福津市に来にくくなる1つの要因につながっている気がしています。当然、教職員の負担を減らしていくというのが、現在の状態では教育委員会としてできる最低限の努力になるのではないかなと思います。予算の件なので何とも言えませんが、教育委員としては、1日も早くロイロノートを導入していただきたいと思います。現場は大変な努力をされておりますので、それはもう非常に強く思うことです。1年かけてその予算を取れるような取組をしていくとかですね。石津理事がおっしゃっていたこともとてもよく分かります。無償で入れてもその次の年は導入できないかもしれないということですよ。それも逆に困ると思います。1年間だけ使って次の年からまた元に戻すなんて実際できないだろうし、予算がつかなかったら保護者負担になっていくみたい。まあね、1,000円といってもね、結構大きな金額になるだろうから。

石津理事： そうですね。1年で約800万から900万円です。

青木委員： 優先順位もあるのですが、私としては、教育予算をつける上で、優先してもらいたいということが、教育委員としての1つの意見です。

村井委員： 私も同感です。聞くところによると、教頭会でもそういう話が出たということですので、宗像市では結構、教師同士がグループで研修しながら学級でも、本当にスムーズに使っているという状態があります。もうすぐ人事異動がありますが、宗像市や他地区からも福津市に異動して来られる教職員の方にとっては、使いにくいというか、学級費でしていかなくちゃいけないというふうになっていったときに、過大規模校を抱えた福津市で、より先生方が毎日の授業の中で、子どもたちの意見の集約をし、先生方がその集約した子どもたちの活動を、その時間で評価するのではなくて、休み時間やその日の夕方に、子どもたちはこういう意見を書いていたのか、3時間目にこういう意見書いていた、5時間目にこういう意見を書いていったというようなまとめが後でもできるので、それを授業中にうまく活用できれば、本当に現在大変な状態で日々、学級活動、子どもたちを指導してある先生方の負担軽減になるのではないかなというところを感じます。

若い先生方だけではなくて、年配の先生方も使えば簡単なことですので、できる限りそういう方向に持っていっていただくと、私はうれしいなというふうに思っておりますので、青木委員の意見に賛成いたします。

青木委員：もしかしたらロイロノートより、もっと使いやすいものが将来出るという可能性もあるかもしれませんが、そういうところの見通しも含めて、教員が宗像地区で異動しているので、宗像市と同じものを使えるほうがいいなと思います。

ほかにはないでしょうか。

無いようですので、質疑を終結します。

これより、報告第1号を採決します。

報告第1号は原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員賛成)

はい。全員賛成であります。したがって、日程第3、報告第1号 令和6年福津市議会3月定例会への上程議案のうち教育予算に係る意見の申出について臨時代理した件の承認については、原案のとおり承認されました。

(時限非公開部分終了)

非公開とする案件は以上となります。

事務局、傍聴人の入室をお願いいたします。

(傍聴人入室)

4 日程第4 議案第1号 令和6年度福津市学校教育ドリームプランの制定について

青木委員：日程第4、議案第1号 令和6年度福津市学校教育ドリームプランの制定についてを議題といたします。

事務局に説明を求めます。

石津理事：議案第1号 令和6年度福津市学校教育ドリームプランの制定について、御説明いたします。

福津市教育大綱及び第二期福津市教育総合計画を踏まえて、令和6年度に重点的に取り組む市の教育の方向性を示すことを目的として福津市学校教育ドリームプランを制定する必要があることから、この議案を提出するものでございます。

詳しい内容については、河野主幹指導主事から説明いたします。

河野指導主事：福津市学校教育ドリームプランについては、前回の教育委員会の報告にて進捗を説明させていただきました。その後、再度検討し、修正をかけたところについては黄色で網かけをさせていただいております。大きく変更した部分について説明をさせて

いただきます。

大きく変わっているところは、新化期②、セカンドステージに入っていきますので、深化・充実というところを核に表記させてもらっています。

施策Ⅱを御覧ください。

市でも予算をつけていただいておりますWEB Q-Uの活用をより促していきたいと考え、次年度の重点として挙げさせていただいております。学級集団アセスメントによる実態把握を十分に行うことで、まず学級のよい環境ですね、安心安全な環境を構築していくために先生方が最初に状況を確認するためのツールとして、ぜひ活用していただきたいという思いを持っております。

この安心安全な学級が構築されますと、教室の中でこれまで起こっている生徒指導の案件や、いじめ、不登校に関しても改善が図れるのではないかと感じておりますので、WEB Q-Uの活用に力を入れていきたいと考えております。

それから、学校教育の側面と社会教育の側面について分けておりますが、その中間部分に、地域学校協働本部、先ほども説明があったように、こちら予算をつけていただいておりますが、地域コーディネーター、統括地域コーディネーター、こちらの方々が学校側の授業の支援だけではなく、社会教育側でも、それぞれ地域で行われている事業、アンビシャス広場や放課後子ども教室などといった、地域の活動にも関わっていけるよう、どの事業にも関わっていただきたいという思いを持って中央に配置させていただいております。

前回御提示できなかった評価に関する指導データ、令和5年度分の資料のデータ、先ほど御説明させていただいたところについて、変更したところについては印をつけさせていただいております。

大きなところは以上です。

青木委員： 本案に対する質疑を受けます。

ございませんでしょうか。

田中委員： このドリームプランを読ませていただき、昨年、小中学校を訪問しましたが、教育委員会はこの深化・充実をどう捉えているのでしょうか。読んでも前と全然変わらない、言葉は深化・充実って書いているけど、具体的にどこが深化・充実かについて説明いただきたいです。

河野指導主事： 新化期②というセカンドステージというところで、説明させていただきますと、現在、小中9年間を見通した連続性のある教育活動が、それぞれの学校区で行われています。その中身を、さらに一体的に小中学校でつながりを持った活動にさせていただくということが1つと、それぞれで行われている事業自体が、他の校区にも波及していくというところで、横の広がり

縦の深まりを充実させていきたいと考えています。

その中の1つとしては、地域コーディネーターがそれぞれ活動されていますけれども、その方々の地域本部事業等ございますので、その本部の中で連携を深めていただいて、地域側からも、今年度も少し、教育委員会事務局も動かしてもらっていますが、それぞれの地域の郷づくりにも、コミュニティ・スクール等、地域学校協働活動の一体的推進について説明を差し上げて、そことの連携等の支援をさせていただきたいと思っています。

田中委員：昨年コミュニティ・スクールの発表会ありましたが、昨年も新化期で9年間と言っていました。しかし、発表を見て、学校紹介だけで終わってしまっていて、小中9年間の連続性というのがいまいち見えにくい校区もありました。

そこら辺を具体的に教育委員会も連続性のある教育活動推進していかなければいけないと思います。深化・充実をもっと強調して、各中学校校区で取組をしていかなければならないと思います。

例えば、あいさつ運動がありましたよね。あいさつ運動は、私が神興東小学校の校長しているときからもう小中一貫でやっていたし、一生懸命していることはとても良いことですが、これをどんどん発展しているということに置き換えていくと、どこが変わっているのかなという疑問が少しありました。もっと教育活動とか、地域協働体と一貫して、連携してやっている姿というのが、深化・充実だと思いますので、そこら辺に力を入れてやっていただきたいと思います。

せっかく力のあるコーディネーターがたくさんいらっしゃるし、そういう方が学校ときちんと結びついていく、ただ授業や行事の支援をするだけではなく、学校運営の支援もしていかなければならない気がしています。マンネリ化しているところを、指導することも大事ではないかなということです。

それで、学校運営協議会も年6回開催されているのですかね。実際に私も参加してきましたけど、結局説明に追われてしまっている現状があります。評価の説明をして、資料はたくさんあって、学校の校長先生、教頭先生は大変だろうと思います。しかし、来ている方があまり話す場もなく説明だけで終わるというやり方がまだ続いている。ここだけははっきり言いますが、そういうやり方が続いていて、地域の方の意見がこう吸い上げられていくのかという心配もあります。実際、うまくいっているところもあると思いますけど、その面も含めて、地域協働体との連携と先程言いましたけど、しっかり見ていて、良いところはそれを広め、マンネリ化しているところは、きちっと言っていかなければいけないのではないかと思います。せっかくすばらしいプランですので、それをきちんと実践

していくように教育委員会も、大変でしょうけど、指導、助言、一緒にやっていくことが大事ではないかなと思いました。

河野指導主事：ありがとうございます。

学校と地域の連携については、来週のグランドデザインの報告会で小中9年間を意識した取組について、それぞれの中学校ブロックから説明がございすし、そこの中にも統括コーディネーターという地域学校協働本部側からの説明も入れさせていただくように現在準備をしておるところですので、またそちらも御覧いただければというふうに思っております。

それから、セカンドステージがこんなふうになりますというところは、コミュニティ・スクールの推進計画ですね、セカンドステージではこういうところを大事にしていくというところで、先程、田中委員からご指摘いただいた、学校の説明であったり、準備をやるというところが本来、学校協議会の場だと思いますが、そこがもう少しうまくいっていなかったり、学校、家庭、地域で育てていきたい子ども像がはっきりしてなかったりという部分があって、取組自体は良くても、取組で子どもたちがどのように変わったかっていうようなところまでなかなかこう目が行かないところがございますので、そういったところ、原点に立ち返っていただきたいという思いを持って、セカンドステージの計画は立てさせていただいておりますので、意識してまいりたいと思います。ありがとうございました。

青木委員：はい。ほかにないでしょうか。

村井委員：2点あります。地域コーディネーター、統括も含めたコーディネーター、福津市はたくさん配置していただいておりますが、統括コーディネーターと話をしたときに、地域によってかなり活動内容に差があるということをひしひしとのお話の中で感じました。すごい差だなというところ。働く職場の隣が小学校ですが、小学校では、地域コーディネーターという名前がついているけども、校内だけでしか活用しませんって、そこに見合った代償を、費用弁償とかいうのも含めてあまりにも少な過ぎるというような話を聞き、赤ペン先生の受付のみとか、連絡を取るとか、それだけでしかないので、地域をつないでどうこうするとかいうようなところまでたどり着けていない現状があります。統括コーディネーターもエリアの壁があるみたいで、そこがまたうまくいっていないということが話をする中で随分と感じるところですので、エリアがあるかもしれませんけども、統括であれば、福津市内で自由に動くことができたらいいいのかなっていうところを感じたのが1点でした。地域コーディネーターの活用にも、運営自体にも何か本当に差があるな。せっかくの福津市というところですので、自由に動ける何か幅を持たせていただきたいなというところを昨日感じた部分がありました。

それが1点で、もう一つが、今回WEB Q-Uが随分と入ってきておりますけど、年間2回、どこの場面で、このQ-Uをするかによって、数値がかなり変わってくるということを感じるということです。

Q-Uの数値のみで、そのクラスは担任の指導力がないというような判断をするのではなくて、できるだけ学校全体として、その子にも支援が必要ですし、担任にも支援が必要ではないかなというところを感じますので、Q-Uの研修会とかもしながら、若い先生も多くいらっしゃると思うので、本当に正しい使い方について研修をした上でQ-Uを活用していったほしいなと思います。

以上です。

青木委員：ほかにないでしょうか。

真ん中に位置付けられている地域学校協働本部と連携ということで、学校教育と社会教育をどれだけつないでいくかというのが大事になってくると思いますので、村井委員の意見にもありましたが、コーディネーターの方々の活躍の場というところで、例えば重点になっている未来会議や、郷育カレッジの連携とか、青少年育成団体、それから部活動ですね、こういうところまで、コーディネーターと関わりを持って、また管理職次第で変わってくるのではなかろうかと思しますので、その全体の福津市のコーディネーターの会というか、そこに郷づくりも関わっていただいて、意見交換の会を持たないと、それぞれの学校での個別の活動になって、せっかくやっていたのに、あそこはあれだけできるのに、うちは何もできないからもうやめとこうみたいな、そんなふうになると、せっかくのコミュニティ・スクールも崩れていってしまうので、他の市町村からも注目を置かれているのならば、さらにそのもう一段上を目指していくべきだと思います。計画自体は立派なものがあるので、それを実行できる体制づくりを教育委員会としては支援していくべきだと思います。

先程、谷口課長から説明があった、中学生リーダー育成事業に参加する生徒は、福津市中学生未来会議のメンバーとはまた別なのですか。

谷口課長：公募を行うことになっておりますので、別ということになります。ただ、地域にもよりますが、集まりが悪いところに関しては、学校に依頼して、参加していただくことになると思います。

村井委員：部活動の地域移行についての進捗状況を教えてください。

谷口課長：以前の教育委員会にて御指摘いただいた、地域の人材ということで、社会教育団体や体育協会などに働きかけをして、中学生を受け入れる体制ができているかということで、近々WEBにてアンケートを取る予定にしております。

実際、立ち上げ等に関しましては、まだ全く進んでないというところですけど、人材確保に向けてアンケート調査を近々実施する予定にしております。

村井委員：不安を抱えている保護者や子どもたちに、ある程度福津市の方向性というか、令和8年までに、このような計画で、現在このように進んでいるというような進捗状況は、何らかの形でお知らせをしていかなければならないと思いますので、よろしくお願いします。

田中委員：青木委員の意見にもありましたが、コミュニティ・スクールをこう推進している福津市は素晴らしいと思います。何年もしてきていると、マンネリ化していくし、前年度の踏襲では進んでいけないので駄目ですよ。それを踏まえて、進んでいくためにも、管理職である校長先生のコミュニティ・スクールに対する意識をしっかりと高めていくことが大事ではないかなと思います。自分のやり方だけで進めるのではなくて、福津市のドリームプランを推進していくというのがベースであって、それに加えて自分の個性を、方法など、いろんな部分で変えていき、学校ごとに特色化をはかるということを頭にしっかり叩き込まなければいけないと思います。先生方や地域の方の話を聞くと、校長先生の考えというところが、壁になっているところがあるみたいです。その壁は取り払っていかないと深化していかないのではないかなと思います。特色化と、充実というのは、先程言ったように、管理職が重要な役割を担っていると思います。そういった部分を指導していくのが教育委員会ですので、しっかりやってほしいなと思います。

この厳しい現状の中で、福津市の学力は、ほかの地域に比べても高いですよ。これはすごいことですが、それは、先生方の頑張り、それと地域との協働で学校運営している成果だと思うんですよ。そこはしっかり言いながら、深化・充実していくところは、校長先生のリーダーシップ。そのリーダーシップというのは、一方的なものではなく、ボトムアップもあるし、そういうところをもう一度、最初のスタートのときに校長先生たちにしっかり意識してもらわなければならないと思います。

1つ懸念していることが、その学力が高いですけど、学力の数字に追われて先生方が追い込まれてしまっているということも少し耳にすることがありますので、数字だけにとらわれないということもしっかり伝えていかなければならないと思います。感想になりましたが、来年、良い方向に進むことを願っています。

青木委員：よろしいですかね。

それでは、質疑を終結します。

これより、第1号議案を採決します。

議案第1号は原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願

います。

(全員賛成)

はい。全員賛成であります。したがって、日程第4、議案第1号 令和6年度福津市学校教育ドリームプランの制定については、原案のとおり承認されました。

5 日程第5 議案第2号 福津市宮司運動ホール条例施行規則の制定について

青木委員：日程第5、議案第2号 福津市宮司運動ホール条例施行規則の制定についてを議題といたします。

事務局に説明を求めます。

谷口課長。

谷口課長：議案第2号 福津市宮司運動ホール条例施行規則の制定について御説明をさせていただきます。

理由としましては、福津市宮司運動ホール条例第16条の規定に基づき、施設の管理及び運営に必要な事項を定める必要が生じたため、この議案を提出するものでございます。

議案について御説明いたします。

まず、第2条開館時間につきましては、午前9時半から午後9時半までとします。それから、休館日につきましては現在と変わりなく基本月曜日が休館です。それから、8月13日から15日まで、それと年末年始12月28日から翌年の1月4日までを休館日としています。

第4条、利用申請につきましては、こちらは現在宮司公民館で受付を行っておりますが、次回からは、運動ホールにつきましては、中央公民館で受付を行うこととします。受付の開始につきましては、利用日の1か月前から受付をすることとしております。

附則のところになりますけど、この規則につきましては、令和9年3月31日限りということになります。

簡単ですが、説明は以上でございます。

青木委員：本案に対する質疑を受けます。

ございませんでしょうか。

無いようですので、質疑を終結します。

これより、議案第2号を採決します。

議案第2号は原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員賛成)

全員賛成であります。したがって、日程第5、議案第2号 福津市宮司運動ホール条例施行規則の制定については、原案のとおり承認されました。

6 日程第6 議案第3号 福津市立小中学校管理規則の一部を改正することについて

青木委員：日程第6、議案第3 福津市立小中学校管理規則の一部を改正することについてを議題をいたします。

事務局に説明求めます。

石津理事：議案第3号 福津市立小中学校管理規則の一部を改正することについて、御説明いたします。

福津市立小中学校管理規則については、令和5年4月に文部科学省の事務連絡により、過度な授業時数の確保を行わないこと、それから教職員の働き方にも配慮すること等の通知がありましたので、冬季休業日の期間の末日を変更する必要性が生じたので、この議案を提出するものでございます。

内容については、新旧対照表を用いて説明をいたします。

現行では、冬季休業日につきましては、今は12月25日から翌年の1月5日までの期間となっております。これを、12月25日から翌年1月6日までと1日延長することといたしております。例規的には1日延ばすこととなりますけど、現在の運用としても1月の6日が出勤初日となるようなケース、通常4日から出勤ですが、4、5日が土日の場合、6日が出勤初日で登校日ということになるようなときは、現在でも教育委員会が定める休日として始業日を変えています、常に6日までとすることによって、出勤初日が始業式の日となることがないように変えることとしています。

また、これに伴いまして授業ができる時間数は、規則的には変わりますが、運用的には変わりません。これも学習指導要領に規定する授業時数については確保ができるので、問題はないと考えております。

説明は以上です。

青木委員：本案に対する質疑を受けます。

ございませんか。

無いようですので、質疑を終結します。

これより、議案第3号を採決します。

議案第3号は原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員賛成)

全員賛成であります。したがって、日程第6、議案第3号 福津市立小中学校管理規則の一部を改正することについては、原案のとおり承認されました。

7 日程第7 議案第4号 福津市立幼稚園条例施行規則の一部を改正することについて

青木委員：日程第7、議案第4号 福津市立幼稚園条例施行規則の一部を

改正することについてを議題をいたします。

事務局お願いします。

石津理事：議案第4号 福津市立幼稚園条例施行規則の一部を改正することについて、御説明いたします。

議案第3号でありましたように、小中学校におきまして冬季休業日の末日を変更することとしたところでございます。併せまして、福津市立幼稚園、つまり神興幼稚園についても、同様の改正を行い、冬季休業の末日と揃えることを目的として規則を改正するものでございます。

また、規則中の様式と条文の中に、不整合がありましたので、これについても合わせることであります。

内容については、新旧対照表で御説明いたします。

まず、冬季休業日につきましては、先ほどの説明と同じ1月5日までとしていたものを、1月6日までと改めることといたしております。休業日の規則、第9条第3項、第1項第7号に規定する部分について、これは、園長が臨時に休業すると決めるときですが、これまでは教育長に届けるということになっておりましたが、教育委員会に届けると整理をしております。第4項についても、振替保育を行うとき、教育長に届け出ることとされておりましたものを、教育委員会に届け出ると統一をしております。

それに合わせまして、様式のうちの第6号については、宛先、宛名を教育長から教育委員会に変更を行うものといたしております。

説明は以上でございます。

青木委員：本案に対する質疑を受けます。

ございませんか。

無いようですので、質疑を終結します。

これより、議案第4号を採決します。

議案第4号は原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員賛成)

全員賛成であります。したがって、日程第7、議案第4号 福津市立幼稚園条例施行規則の一部を改正することについては、原案のとおり承認されました。

8 日程第8 議案第5号 福津市通級指導教室設置規則の一部を改正することについて

青木委員：日程第8、議案第5号 福津市通級指導教室設置規則の一部を改正することについてを議題をいたします。

事務局に説明を求めます。

石津理事：議案第5号 福津市通級指導教室設置規則の一部を改正するこ

とについて、御説明いたします。

この規則は、福津市の通級指導教室の設置についての規定をしている規則でございますが、中学校の通級指導教室の位置を、現行の規則では、福岡東中学校に限定しております。現在、実態といたしましては、各中学校に通級指導教室を設け、自校通級や福岡東中学校を拠点とする巡回指導で運用を行っておりますので、これに合わせて規則の改正を行うものでございます。

改正の内容については、新旧対照表で御説明いたします。

まず、第2条でございます。第2条第2項、通級指導教室の位置を、現在は神興小学校内と福岡東中学校内、小中学校で1か所ずつとしておりますが、現状に合わせまして、神興小学校内の通級指導教室つばさと、各中学校内の3か所を列記して位置と名称を定めております。

次に、第8条の第3項でございます。

学校長は通級教室の指導が終わったときには、指導終了報告書を教育委員会に出すように規定をされておりますが、この指導の終了報告だけを出すのではなく、退室を含めて、退室をするに当たって、学校長が指導は終了しているという整理をするほうが良いだろうということで、この旧の第3項については、項を削除いたします。併せて項の繰り上げを行った新の第3項についても、退出申出書及び指導終了報告書となっているものを、退室申出書だけに改めることとしております。

第10条、指導の形態については、通級指導教室での指導か、通級教室担当教諭による他校での巡回指導というように、これから先、仮に小学校でも巡回指導が発生した場合に対応できるように、変更することといたしております。

それから、第13条、その他必要な事項を現在は教育委員会が定めるとしてありますが、教育委員会で定めるということではなく、教育長に委任いただいて、教育長が定めることとしたいというふうに考えております。

それ以降の分は今回の改正に伴いまして、様式を随時変更するものでございます。これに併せて、申請する方の負担軽減を図る意味でも、押印の廃止を行うこととしております。

先ほど、指導終了の部分をなくすというご説明しましたが、保護者からは、指導が終了したので退室をしたい旨の申出をしてもらうように、指導終了という項目を設けております。それから、学校長が出す書類も、指導を終了したので、退出を申出いたしますという形で、ここで校長としての指導は終了したことから、退室は適当であるということを明示するように整理をしたところでございます。

説明は以上でございます。

青木委員：本案に対する質疑を受けます。

それぞれの学校に通級教室をつくるというほうが良いと思いますが、ただでさえ教室数が足りないのに、また1つ増やさなければいけないといったところは大丈夫なのでしょうか。

石津理事：現在は、小学校については神興小学校に2学級、教員が、県費の教員が2人と、市で1名入れて3人態勢で運用しております。各学校で通級教室をつくると、教員がまずつくかということが、まず1点ですね。それから、ほかの学校につくるときに、そのスペース、教室を確保できるかということはまた課題であるのかなと考えております。保護者の方に負担はかかりますけど、現在のままで運用した方が良いのではないかと考えております。

青木委員：各学校につくることを目指すのではなくてですか。

石津理事：各学校につくることは現実的に難しいかなと考えております。教員が配置できないと、どんどん持ち出す必要があります。そこが一番の課題だと思います。部屋はつくればいいのかと思うのですが、教員の配置の問題は大きいかなと考えております。

青木委員：違う学校だから行きやすいというのものもあるかもしれませんが、自分の学校の近くにあったほうが友達と会うこともできますからね。

石津理事：小学校は、ほかの学校に抜けていくことは可能ですがでも中学生になると今度、抜けてどこへ行っているのかという話にもなりますので、現在は、自校で通級教室に通うということにしています。

青木委員：教員の配置についての問題が、市費や県費でつけてもらえるのであれば、ただでさえ教員が足りていない現状がありますが、先生たちの負担軽減を考えると一番有効なことは、人を増やすということぐらいしか、現在の福津市にはできないのではないかなという気がしています。もちろん予算が関わってくることになるので。それこそ、県とか国とかに、こういう状況というのを上に申し上げてもらわないといけないという気がつくづくしますね。

他に質疑はございませんか。

無いようですので、質疑を終結します。

これより、議案第5号を採決します。

議案第5号は原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員賛成)

全員賛成であります。したがって、日程第8、議案第5号 福津市通級指導教室設置規則の一部を改正することについては、原案のとおり承認されました。

9 日程第9 議案第6号 国指定史跡「津屋崎古墳群」整備指導

委員会委員の委嘱について

日程第 9、議案第 6 号 国指定史跡「津屋崎古墳群」整備指導委員会委員の委嘱についてを議題をいたします。

事務局に説明求めます。

占部課長：それでは、議案第 1 号 国指定史跡「津屋崎古墳群」整備指導委員会委員の委嘱について、御説明いたします。

理由は、国指定史跡「津屋崎古墳群」整備指導委員会規則第 3 条の規定に基づき、委嘱された委員の任期満了により、新たに委員を委嘱する必要がある、これが理由でございます。

委嘱する予定の委員の名簿でございます。伊東啓太郎先生、九州工業大学で景観生態学・環境デザインを専門とされております。辻田淳一郎先生、九州大学で考古学を専門にされております。西谷正先生、九州大学名誉教授であり、考古学を専門にされております。安福規之先生、こちらも九州大学で土木工学を専門にされております。任期は 2 年でございます。任期の予定は、令和 6 年 3 月 1 9 日から令和 8 年 3 月 1 8 日の 2 年間を予定しています。

説明は以上です。

青木委員：はい。本案に対する質疑を受けます。

ございませんでしょうか。

無いようですので、質疑を終結します。

これより、議案第 6 号を採決します。

議案第 6 号は原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員賛成)

全員賛成であります。したがって、日程第 9、議案第 6 号 国指定史跡「津屋崎古墳群」整備指導委員会委員の委嘱については、原案のとおり承認されました。

10 日程第 10 議案第 7 号 小中学校における学校給食の牛乳の選択制の実施に関する請願について

青木委員：日程第 10、議案第 7 号 小中学校における学校給食の牛乳の選択制の実施に関する請願についてを議題といたします。

事務局に説明を求めます。

城野部長：議案第 7 号 小中学校における学校給食の牛乳の選択制の実施に関する請願についてです。

令和 6 年 2 月 5 日に、福津市教委員会請願処理規則第 2 条の規定に基づき、請願書が提出されたことに伴い、同規則第 4 条の規定に基づき、教育委員会の採決を受ける必要があるため、同規則第 3 条の規定に基づき報告を行うものでございます。

請願書と、関連する資料を別紙でつけさせていただいており

ます。

説明は以上です。

青木委員：福津市教育委員会請願処理規則第5条では、教育委員会が必要があると認めるときは、請願等をした者に対し、出頭を求め、直接その趣旨を述べさせることができると規定しています。

請願者本人から趣旨説明をさせる必要がある場合は、請願者本人に出頭を求め、本件は次回以降の継続審議とさせていただきたいと思います。

請願者に対して出頭を求め、直接その趣旨を述べさせる必要があるかどうか、御意見ございませんでしょうか。

村井委員：質問ですが、これは、現在の給食において牛乳だけを外すということですか。牛乳だけを外して、ジュースとかほかのものは食べるということですね。給食の先生は、アレルギーも対応しないといけないし、この牛乳の選択制にも対応しないといけないとなるとものすごく大変だと思います。

城野部長：請願の趣旨としては、本人の意思により、選択制を取れないかということなのかなと考えております。

農崎委員：それで、教育委員会に来ていただいて、請願の趣旨を述べていただくかということですよ。

青木委員：そうです。

農崎委員：私は必要ないかなとは思いますが。この資料で請願の趣旨は伝わっておりますので。

田中委員：教育委員になって、請願というのは初めてなのでお伺いしたいのですが、これまではこの場ですぐ採択をされていたのですか。

青木委員：内容によりますが、今回は本人の出頭は求めなくてよいのではないのでしょうか。

村井委員：これだけ資料を添付していただいていますし、また同じような説明をするためにわざわざ御足労いただくのもいかがかなとは思いますが。

青木委員：この件に関しての意見、質疑も一緒に受けたいと思います。

結局、給食が無償化になれば、こういう問題は出てこないのでしょうか。ほかの市町村は、どのようにしているかという情報など、現段階で分かる部分ありますか。

石津理事：ほかの自治体がどのようにしているかについては、ここに書いてある多摩市さんだけは確認をしました。多摩市さんも、この請願には選択制と書いてありますが、全ての人に要るか要らないかを聞くのが選択制だと考えております。基本的には牛乳を飲む、乳糖不耐症、それ以外アレルギーとかの状況で、牛乳を取ることができない人が申し出て、提供をやめるとするのは、結果的には選択にはなるかもしれませんが、言葉的には違うのかなと私は思っております。

青木委員：福津市の現在の状況を教えてください。

石津理事：福津市の現状について御説明いたします。まず、牛乳については、アレルギー、アレルゲンとして牛乳を喫食できない人については、ほかのアレルギーも一緒ですが、医師の診断書を基に、除去食を提供するということになります。

次に、乳糖不耐症、牛乳が、アレルギーではないけど、おなかをくだすとかですね、そういう児童生徒については、医師の診断書を踏まえて提供を控えているという状況です。

牛乳も含めて栄養価の計算がされていますので、基本は提供するという事になっております。医師の診断書に基づく提供の中止、取り止めについては、現実には行われているという状況です。

この請願の趣旨とすると、診断書なしでも停止可能にしてほしいというのが、提案の趣旨、要素の一つなのかなというところと、もう一つは、提供しない場合には、給食費からは減額してくださいということなのかなと捉えております。

給食費からの減額については、現在は、アレルギーとかで飲めないなどという方については減額しておりますので、2番目については、特段問題はないかなというふうに思いますが、診断書なしでもいいのかどうか、というところについて判断を要するのかなと考えております。

田中委員：これまで栄養の価値がある牛乳というのが大事だということで、基本的に一律で提供されてきた経緯があります。家庭的に経済状況が厳しい子にとっては、給食は栄養を摂る上で、とても大事なところだと思います。現在は子ども食堂などがたくさんありますが、栄養面の偏りなどについて心配があるということで、私は専門家である栄養士さんの意見なども聞いていないですし、ここで何とも言えないところがあります。牛乳の意義について、私たちが育ってきた時代からはもうだいぶ変わってきていますので、その辺は視点として、考えていかなければいけないと思います。ただ、給食は子どもたちにとって必要な栄養面を支えているというのは間違いないことだと思います。

それと、もう一つは、費用のことが書かれておりますが、その費用のことについては、福津市は基本的には医師の診断書に基づいて提供しないこともできるということですよね。費用については、提供しない場合は減額していますよね。

選択制に対してその医師の診断が要るか要らないかの問題があって、そこで心配するのは、好き嫌いでもう要りませんか、要りますとかなっていく。それも自由なのかということも含めて、すこし検討が必要だと思います。

農崎委員：現在、学校現場では、例えば嫌いなものとか、例えば牛乳が嫌いとかいうのは、無理やり食べさせるとか少し前にそんなニュースがありましたが、そういう指導がされているのでしょうか。

城野部長：そのような指導は行っていません。

農崎委員：食べ終わるまで残すといったようなことはしていませんよね。

城野部長：現在はしてないです。

農崎委員：自分の子に聞いてみましたが、飲まない子もいるということで、理由を聞くと、ストローがなくなって飲まなくなったっていう子もいるそうです。じゃあその牛乳は廃棄しているのかを聞くと、2本飲みたい子が飲んでいるということでした。だからうちのクラスは牛乳の残飯はないといった話はしていました。確かに親としては、給食ってすごく大事だと思っていて、そこで栄養を摂ってくれると本当にありがたいとは思っている、ので、難しいですよ。牛乳込みの栄養価で小学生、中学生の栄養考えてくださっている、ので、好き嫌いで飲まないのは、どうなのかなとも思いますし、飲まないことでその牛乳が廃棄になっているのももったいないと思います。難しいですね。

田中委員：給食1食について、栄養士さんは牛乳も含めて1食のカロリーとか栄養を考えていると思います。そういった中で牛乳を排除してしまうとその分の栄養を補うものということで、費用等また別にかかってくる可能性もありますよね。学校現場の先生方や栄養士さんなど給食の専門の方たちの意見をしっかり聞くべきだと思います。この請願のような意見があるということを知ったので、まず現場の意見をしっかりと聞いてやっていくことも1つの方法だと思います。

城野部長：現場の意見を取りまとめる方法については、特に教育委員の皆様で御希望はありますでしょうか。それとも、事務局に一任していただいて、何らかの資料をお出しするという形でよろしいでしょうか。

青木委員：事務局に一任します。

田中委員：県の学校給食会の方とか、それと現場の栄養士さん含めて、給食の専門の方々の意見とかを聞いたほうが良いのではないのでしょうか。大事なことですから。

青木委員：ほかの市町村でも、同じような問題が出ているのかというような情報も必要ではないかと思いますので。可能であれば、次回以降に継続審議という形で回したいと思っておりますが。

村井委員：中学校のことしか知りませんが、中学校の給食の1食当たりのカロリーが大体800キロカロリーぐらいで、カレーとかになるとちょっと上がって850ぐらいになります。そのうちの牛乳が多分140キロカロリー弱ぐらいなので、かなりのウェイトを栄養価として占めている状況です。そこを年間通して飲まないとなると、それを違うところで、例えば家庭で補っていく、もしくはそれに近いような乳製品とかで補っていくということを保護者がそこまで考えてあるかっていうところと、好き嫌いだけで判断していいのかっていうところがあるので、かなり高い栄養価、体をつくるための栄養価であることは間違いな

いので、牛乳に対する理解を少ししていくっていうところも大事かなというところは感じています。

青木委員：請願を出された方がそこまで考えておられるかというところもあると思います。関連するかは分かりませんが、現在、不登校の児童生徒が多いクラスなどがあると思います。だから、1人分の給食の量がとても多くなるクラスもあると聞いています。それで、少食の子も先生から、残さないようにみんなで食べましょうということで、毎回多い量を食べるのがしんどいというような悩みもあるみたいです。不登校の児童生徒が増えているという状況も踏まえてクラス編成などは考えてもらいたいなと思います。

この状況で採決に至るということは難しいと皆さん判断されているようですので、事務局から資料等準備していただきながら継続審議にしたいと思いますが、継続審議とすることに賛成の方、挙手お願いいたします。

(全員賛成)

全員賛成ですので、日程第10、議案第7号 小中学校における学校給食の牛乳の選択制の実施に関する請願については、次回以降の継続審議とさせていただきますと思います。

1 1 日程第11 諸報告

青木委員：日程第11、諸報告。

木村指導主事：はい、報告をさせていただきます。御意見等がありましたら、教えていただけたらと思います。

不登校児童生徒の「指導要録上の出席扱い」に係るガイドラインについてです。

紙面には、掲載しておりますので、詳細については資料をご覧いただけたらと思います。まず、ガイドラインの趣旨としましては、不登校児童生徒が増えてきている中でその児童生徒の居場所づくりとして、学校外のところで子どもたちの学びの保障をするというところで、ガイドラインを作らせていただいています。

現在は、学校の中で独自に判断をいただいているところなので、校長先生の判断のよりどころとして、このガイドラインをまた4月から学校で使っていただけたらと思って整理させていただいたところです。

中身については、教育支援センターひだまりとフリースクールとICTを活用した自宅での学習の大きく3つで記載していますが、教育支援センターひだまりに関しては、例年どおりとなっていますので、大きくフリースクールと自宅での学習について説明させていただきます。

まず、フリースクールについて、大きく5点ですね、重要な

ところを抜粋して説明いたします。判断の目安のところですね、3つほど重点部分をご説明させていただきます。

まず、学校、家庭、公共施設、民間施設のフリースクールとの関係についてというところですが、まず、フリースクールから学校へ、基本的にはおおむね1回程度、状況報告の連絡が来るというところが1つ大事になってくるかなと思っています。

もう一つは、フリースクールでの支援経過などを、定期的に保護者にフリースクールの方から連絡をしていただくというところが大事になってくると思いますので、学校とも、保護者とも連携が取れるっていうところは条件としては、挙げられるのではないかと考えています。

そして、3つ目の相談・指導の在り方について、意図的・計画的で適切な内容の支援が行われているということで、フリースクールの中には、その日に何の活動をするかを決めるようなフリースクールもあったりするということをお聞きしていますので、基本的には、目標があって、それに対して、もちろん児童の実態に合わせて活動することもあるとは思いますが、意図的・計画的な支援が行われるっていうことも条件の1つに必要ではないかと考えているところです。

そして、留意点のところに関わってくるところで、まず、民間業者が提供する通信教育について、これは自宅でのICTのところに関わってきますが、ICTを活用したフリースクールもこちらに含まれます。例えばチャレンジタッチとか、そういった通信教育で教材を提示してもらっているものについては、自宅等におけるICT等を活用した学習を行うほうに入って、実際オンラインとかでフリースクールを行っているところについては、こちらの方に含めるというすみ分けにしていきたいと考えています。

最後に、どのフリースクールだったら出席扱いになるかとかいうところを学校で判断するのがなかなか難しいという部分があるかと思いますが、2月から3月にかけて、教育委員会からフリースクールに出向かせていただき、条件に合うところは一覧表にまとめ、学校に提供するというふうにしていきたいと思っています。その後、新しくまたフリースクール等ができるとか、学校に保護者からこのフリースクールはどうなのかという問合せがあった場合は、どのようにフリースクールを認定していくか、オーケーにしていくのかというところは、学校長と一緒に相談しながら、その一覧表に付け加えていくということで、基本的には最初、教育委員会が、指定したものについて出席扱いを行っていくというふうにしていきたいと思っています。

フリースクール等に通う児童生徒については、以上です。

次に、自宅等におけるICT等を活用した学習を行う児童生徒については、1点のみご説明いたします。留意点の中で、児

童生徒がどのように自宅で学習をしたら出席扱いになるのかというところで、各小中学校の校長先生にもお話を聞かせていただき、設定しました。

オンライン上で、画面を消していても良いのかとか、画面上消しておくと何をしているか分からないから心配だとか、さまざまな御意見を頂いたところですけども、ただ、子どもによっては、画面をオンにできない子たちもいるとかいう実態があります。そこを全部加味すると、振り返りというものをやる。その振り返りを学習したものに対して、定期的に保護者が学校に提出すると、その中の学習は出席扱いにするというふうに、少し広めに出席扱いを捉えたらどうかということで、設定しています。それ以外の部分についても、御意見等いただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

青木委員：何か御意見はありますか。

村井委員：自宅等におけるＩＣＴ等を活用した学習を行う児童生徒についての判断の目安のところで、学校と家庭や児童生徒がタブレット等を活用して１日１回以上の面談を行っていることというふうに書いてありますが、面談ですから会話をすることということでしょうが、１日１回以上というのはとても大変だなと感じました。

木村指導主事：この部分については迷っているところではありますが、電話などで、今日は出席できそうですとか、そういった程度のもものひとつだと考えています。特にオンラインに関わる部分だと思いますが、オンラインに今から接続しますなどといった連絡があると、学校側も常につけておく必要もなくなり、今から入るので準備をお願いしますとか、今日は何時間目に行けそうなのでよろしくお願いしますとかいうのも含まれるのかなと考えています。よくあることとしては、家からオンラインで接続しようとしても、学校側がオンラインの準備ができていないとか、逆に学校は接続の準備が出来ているけど、家庭側が接続できていなかったとかいうことがあるようなので、その辺についてはもう少し連携が必要だと考えて書かせていただいています。ただ、それ以外にも文言や大変だなとお感じになった部分については、また教えていただけたらと思います。

青木委員：回数を示すのではなく、例えば、「適宜」とか、そういう言葉にしておいたほうが良いのではないかなと思います。

木村指導主事：はい。ありがとうございます。

青木委員：ほかにありませんか。

田中委員：民間のフリースクール等を把握しながらこのようなガイドラインをつくるというのはすばらしいことだと思いますので、積極的に民間の情報を集めていただきたいと思います。市町村によっては、不登校の子たちは学校から紹介を受けて対応してい

ますよね。それは、素晴らしいことだと思いますが、ただその機能だけではなくて、不登校の子を受け入れる機関が積極的にその子どもたちに定期訪問するとか、学校へ行くと嫌がる子たちいっぱいいますし、学校にも負担がかかるから、相談員さんなどとタッグを組んで、その子たちの様子だけを見に行って、そして教育支援センターひだまりに来てもらおうといったようなこともしていったら良いのではないかと思います。おそらく現在も少しそういったことはしているとは思いますが、それは、学校との連携だと思いますが、もっと積極的な機能も今後、考えていくことが大事ではないかと思います。全く家を出ていない子たちがいますよね。学校の先生はそういったことへの対応も大変だと思います。それを、現在でいうと教育支援センターひだまりといったところで把握して、定期訪問するとかだったら、ひだまりの職員が行くのではなくても、いろいろ相談員がいますよね。そういう人たちとタッグを組んでいくような、積極的な機能もひとつ大事なかなと思います。今後それが大きな課題だと思いますので、その辺も考えていったらどうかなという意見です。

青木委員：他にございませんか。

農崎委員：素朴な質問ですが、小中学校は義務教育ですが、出席日数は必要なのですか。高校は必要だと思うのですが。保護者として不登校になってしまった子の話も聞くことがありますが、精神的に来ることができないなど、さまざまな理由の児童生徒がいらっしゃると思いますが、よく聞くのは、ゲーム、スマホ、タブレットを夜中にやって朝起きることができなくなるという生活の乱れで不登校になってしまったという話を一番聞きます。家庭でのいろんなルールでうまくいかなかったのでしょうか、そういう子がこれに当てはまるとなると、学校に行かなくても出席扱いになる、1日1時間オンラインつないで、授業受けたら良いのだと捉える子もいるのではないのかなという感想を持ちました。

木村指導主事：中学校ではそういった問題も起こっていて、ただ授業に出席するだけでは、成績はつけることができないというところがあります。あくまで、いじめとか、いろんな理由があってなかなか学校に来ることができない子たちを対象にガイドラインをつくって、できる限りそういう子たちの勉強の、学びの保障ができるようにというところで進めさせていただいているところがあります。

農崎委員：はい。分かりました。

青木委員：ほかによろしいですか。

今後のスケジュールについて。

鵜根係長：資料に本日から4月1日までのスケジュールを掲載させていただいております。

教育委員の皆様に関わる部分を御案内させていただきます。

まず、本日午後から、令和5年度第46回福岡地区小学校特別研究大会が、福岡南小学校で開催されます。

続きまして、2月20日の火曜日、令和5年度宗像地区教育実践研究表彰式及び宗像地区教育研究所員研究発表会が13時35分から中央公民館で開催されますが、こちらは、田中委員に御出席いただけるということで伺っております。よろしくお願いいたします。

続きまして、2月21日水曜日、グランドデザイン報告会兼校園長会が13時半から複合文化センターカメリアホールで開催されます。

続きまして、3月6日水曜日、令和6年教育委員会第1回臨時会を予定させていただいております。これは、当日、教職員の内示が予定されておりますので、予定どおりであれば、この人事案件についての臨時会を、朝7時半から開催させていただきたいと考えておりますので、教育委員の皆様、御出席をお願いいたします。

続きまして、3月8日金曜日は、市立中学校の卒業式となっております。集合時間等、学校によって異なりますので、案内文書を御参照いただければと思います。

続きまして、3月14日木曜日、市立小学校の卒業式となります。こちらにつきまして、改めて御連絡をさせていただきます。

翌15日金曜日が、神興幼稚園の卒園式になっております。こちらは10時開式となっております。こちらにも御出席いただく委員の皆様にもまた改めて御連絡をさせていただきたいと思っております。

続きまして、3月22日金曜日、教育委員会第3回定例会となっております。こちらにつきましても、教職員の内示に関連して、時間が通常と異なり、15時からとなっております。会場は、市役所別館1階のホールA Bで開催させていただきます。事前に議案書を配付させていただきたいと思っております。

年度末、年度始めになりますが、3月29日金曜日、福津市教職員離任式を午前11時から、市役所別館1階ホールのA Bで行います。

続きまして、4月1日月曜日、福津市教職員赴任式を開催します。こちらは例年どおり2部制で開催を予定しております。14時からと15時から。場所は、市立図書館2階の研修室で開催をさせていただきます。

関連しまして、2月19日に市議会3月定例会が開会予定となっております。

スケジュールにつきましては、以上です。

1 2 日程第 1 2 閉会宣言

青木委員：日程第 1 2、以上で本日予定されていた議事日程は全て終了しましたので、これで令和 6 年福津市教育委員会第 2 回定例会を閉会いたします。
お疲れさまでした。